

知っておきたい基本判例

第4回 水質汚濁

今回は水質汚濁に関する裁判例を御紹介します。

仙台地裁平成4年2月28日決定(判例時報 1429-109)

= 水質汚濁のおそれを理由に、産業廃棄物最終処分場の使用操業の差止めが認容された事例

【事案の概要】

【当事者】

申請人: 産業廃棄物最終処分場周辺に居住する住民

相手方: 産業廃棄物処理業者

【申請の概要】

相手方の設置した廃棄物処分場(安定型産業廃棄物最終処分場)が操業された場合、申請人らの使用する生活用水が汚染されるおそれがあることなどを理由に、その使用操業の差止めを求めた。

【判断の概要】

相手方の設置した処分場は、場内に降った雨水で埋立処分された廃棄物の間を通過したものは、そのまま地下に浸透させる構造になっていること、

申請人らは、その飲用・生活用水を井戸水、沢水に頼っているが、処分場の操業が開始されると、廃棄物の間を通過した雨水を含む水を飲用水等として利用せざるを得なくなること、

他の安定型処分場では、有害物質を含んだり、異常な臭気を伴った水が排出された例が複数あり、このような事態を完全に防止することは困難だと指摘されていること、

本件で同様の事態が生ずれば、申請人らの使用する井戸水等に有害物質が含まれたり、汚れ、臭気等のため使用できないか、使用するのが不適当になるおそれがあり、いったん汚染されれば、これを除去するのが困難であること、

相手方のいう汚濁防止対策はどれも決め手を欠くことを理由に、処分場の使用操業の差止申請を認容(一部の申請人については申請却下)。

I はじめに

現在各地で産業廃棄物処分場の建設、操業をめぐって多数の紛争が生じています。処分場は山間地に計画されることが多いのですが、一方でこうした地域では上水道の整備が十分でなく、住民は飲用等の生活用水を井戸水、沢水に頼っていることから、処分場の使用操

業による井戸水等の汚染のおそれが問題となります。

上記の裁判例は、このような問題について裁判所が処分場の使用操業の差止めを認めた有名な事例です。

II 受忍限度の判断について

これまでの繰り返しになりますが、このような事例で処分場の使用操業の差止めが認められるか否かは、加害行為(本件では、処分場の使用操業による飲用水等の汚濁)が受忍限度を超えているかどうかという判断にかかっています。判断に際しては、いくつかの要素(例えば、被害の内容、加害行為の態様、規制基準、当事者間の交渉の経緯、加害行為の公共性など)を総合して判断することになりますが、その際最も重視されるのは、「被害の内容」という要素です。

ところで、一口に「被害の内容」といっても、そこで問題とされる権利ないし利益には、財産的なものから、生活妨害的なもの、人の生命・健康といったものまで様々なものがあります。このうち人の生命・健康は、最も基本的で重要な権利ですから、これに対する侵害(侵害のおそれ=侵害の高度の蓋然性)が認められれば、他の要素を考慮するまでもなく、原則として、加害行為は受忍限度を超えて違法だという評価を受けることになります。本事例のように、生活用水、特に飲用水に有害物質が混入するというときには、直ちにこれを使用する住民の健康被害に結びつくおそれが大きいし、汚れ、臭気のため生活に不可欠な飲用水が使用できなくなれば、深刻な状況に陥ることが明らかですから、裁判所は、受忍限度を超えているという判断をしたと考えられます。なお、本事例においても、廃棄物処理業者は、廃棄物処分場のもつ公共性を主張しましたが、裁判所は、公共性よりも被害内容の重大性を優先すべきだとして、業者の主張を排斥しています。

以上に述べたところからお分かりのように、このような事例で、最も大きな争点となり、裁判所も認定に苦労するのは、住民の生命・健康に対する侵害のおそれがあるかどうかということです(処分場の施設が法令に定める構造基準に適合していたとしても、それだけで被害のおそれがないとはいえません。)。この点についての裁判所の認定判断の方法等については、本誌4号11頁を参照して下さい。

III 参考となる他の判例について

本件と同様に、住民が水質汚濁のおそれを理由として、安定型産業廃棄物最終処分場の使用操業の差止めを求めた最近の事例としては、熊本地裁平成7年10月31日決定(判例時報1569-101)があります。裁判所は、処分場に安定5品目以外の物質が搬入される可能性や安定5品目から有害物質が漏出する可能性を肯定した上で、これら有害物質が廃棄物の埋立予定地内に降った雨水等を介して申請人らの飲用水等を汚染するおそれがあるとの事実を認定しました。しかし、裁判所は、一方で、産業廃棄物最終処分場の建設の必要性も考慮し、処分場の建設、使用操業の差止めを認めることはせずに、廃棄物処理業者が管理型処分場と同様に、埋立予定地内に保有水及び雨水等の埋立地からの浸出を防止することができる遮水工を設置することを条件に、処分場の建設、操業等を認めました。この判例は、安定型産業廃棄物最終処分場について、水質汚濁のおそれを理由に、その建設、操業

等の条件として、遮水工の設置を求めた初めての裁判例だと思われます。

ただ、この判例のような考え方が今後の裁判の主流となるかについては、現段階では、まだ分かりません。今後の裁判例の集積を待つ必要があるでしょう。

(公害等調整委員会事務局審査官 小池 勝雅)